

東京合同法律事務所

東京合同法律資団

東京都港区赤坂2丁目2番21号
永田町法曹ビル
TEL03(3586)3651 FAX03(3505)3976
https://www.tokyo-godo.com/

東京合同法律事務所 ニュース



倒叙ミステリーの名作

昨年、コロナの影響であまり外出できないので、子供の頃から好きだった刑事コロンボのDVDをセットで購入しました。同作品のオマージュであり倒叙物(最初に犯行の状況から始まる推理小説の形式)の名作である古畑任三郎のDVDセットも買おうかなと思っておりましたら、主演の田村正和さんがお亡くなりになられたというニュースが流れました。もう古畑任三郎の新作が観られないと思うととても残念です。古畑任三郎のファンとして田村正和さんのご冥福を謹んでお祈りします。

弁護士 横山 雅

ひとびとの暮らしを守って70年 これからもよろしく願いいたします

運営委員長 弁護士 瀬川宏貴

東京合同法律事務所は、一九五一年一月に創設されてから、今年で七〇周年を迎えました。岡林辰雄、小沢茂、青柳盛雄、大塚一男、上田誠吉、大蔵敏彦、平林正三の七人の弁護士が港区芝罘平町(現在の港区虎ノ門)の木造二階建の建物に事務所の看板を掲げてから、七〇年の年月がたったということでした。

事務所創設当時、世の中にはまだ敗戦直後の雰囲気の色濃く残っており、多くの人びとは貧困にあえいでいました。労働運動は高揚していましたが、占領軍によって共産党員やその同調者とみられた者が職場から追放される「レッドパージ」が全国で吹き荒れ、労働争議は弾圧される、朝鮮も、足利事件、国公法弾圧事件、福島原発生業訴訟、シンドラider社製エレベーター死亡事件、今市事件、外環の2道路訴訟、B型肝炎訴訟、アスベスト訴訟、HIVワクチン薬害訴訟、マイナンバー違憲訴訟などの事件に事務所の弁護士が取り組んでいます。

私たちの事務所が今日あるのは、事務所を支持していただいた無数の方々の長年にわたる変わらぬご支援によるものと思っています。

私たち現所員、弁護士事務局一同は、七〇周年をむかえるにあたり、事務所に寄せられた無数の方々のご支援に対し、心からの感謝の意を表明いたします。

最近の一〇年余りで



1972年 虎ノ門の旧事務所



1961.8.8 松川事件差戻審無罪判決



『青天を衝け』が放映されているので

NHK大河ドラマが渋沢栄一を描いているので、勝手に使っ



田園調布駅前のイチヨウ並木

年に多摩川台住宅地(田園調布住宅地)の分譲を開始しました。同年に起きた関東大震災で、郊外の住宅地はさらに注目されるようになりました。現在も、田園調布駅の西口駅前には、噴水があり、放射状道路が伸びてい

周りに綺麗なバラが咲き、宝来公園やナイジェリア大使公邸が周辺にはあります。いまも、当時の雰囲気を感じられるところがいっぱいあります。よかったら、一度散策に出かけてみてください。

同社は、洗足、多摩川台、大岡山の3地区で事業用地の買収を行い、1922年に洗足田園都市、翌

夏季休業のお知らせ

左記の日時は事務所を夏季休業として閉めさせていただきます。法律相談もお休みさせていただきます。

2021年8月7日(土)、13日(金)、14日(土)、21日(土)

また、7月26日(月)から8月12日(木)までの間は、営業時間を午前9時から午後6時までとさせていただきます。

百年年表時代区分
第Ⅰ期1921年～1933年
戦前―暴力と圧政に曝される人民の闘い
第Ⅱ期1945年～1972年
大衆裁判闘争の創造から確立へ
第Ⅲ期1973年～1994年
悪法と司法反動の嵐に抗して
第Ⅳ期1995年～現在
生活と民主主義擁護の広範な闘い

自由法曹団百年 東京合同法律事務所70年

皆さまは自由法曹団をご存じでしょうか。自由法曹団は、基本的な人権をまもり民主主義をつゆめ、平和で独立した民主日本の実現に寄与することを目的に設立された弁護士の団体です。自由法曹団の設立は一九二一年、今年百周年を迎えます。そして、東京合同法律事務所は今年、創立七〇周年を迎え、つても切れない関係にあると言われています。自由法曹団の百年にわたる歴史を年表にまとめ、また当事務所の荒井新一弁護士にお話を伺いながら、両者の歴史を振り返ってみたいと思います。

切っても切れぬ関係



弁護士 洪 美絵
ほん みえ

洪 自由法曹団の百年の歴史を年表にまとめるのは大変な作業だったと思います。お疲れ様でした。荒井 構想の〇日、執筆二年の思いかげずの難事業になってしまいました。山崎 コロナ禍での年表づくりの三昧、有義義を楽しく。洪 年表では、百年を四つの時代に区切っています。横山 事務所の先輩風を

吹かせて頂くとして、私から簡単に。五〇年代の朝鮮戦争の時代に反米団体がみなされる。団体が解散、役員が職を追放されるという団体等現令が作られ、自由法曹団もその団体にされるリスクがあり。それによって、長老弁護士の法律事務所に移し、団員の弁護士が東京合同法律事務所を創った...ということですね。荒井 簡にして要を得た説明です。昇近な例で付け加えると、事務所の先輩の大塚一男さんや上田誠吉さんは、事務所が創設される一、二年前に弁護士になったばかりだった。山崎 そのリスク回避のために、という訳ですか。荒井 そういう説明はエピソードみたいなのとも言えます。事務所が作られる、月前(五〇一年二月)に松川事件の審判決で五人死刑・五人無期懲役という判決が出た。山崎 判決が出るという時代だった。法律事務所を作り、弁護士の力量を高め、組



弁護士 荒井新二

1945年12月生、東京出身、東大卒。70年弁護士登録し東京合同法律事務所入所。自由法曹団元団長。昨年弁護士50年表彰を受ける。

中抜け事務所の妙味

横山 しかし、そういう年齢構成は、歴史的にそうなるを得なかった。年表にある三年九月の日本労働弁護団一斉検挙事件で自由法曹団員が全員検挙されました。その空白が四五年の敗戦まで三年間もあったから、中がないと言える。板倉 年表ではその二三年間が二頁分(白紙)になっています。年表に白紙って、あまり見かけません。荒井先生は、前書きで「この時期の先輩の苦衷、困難への思いを白紙に託した」と語られています。白紙をじっとみて、白紙をたまたまみて、いかに気持ちになりました。洪 中抜けで事務所運営は大変だったのではないかと、自分で想像することが大事。板倉 治安維持法事件で検挙されたことがこの一斉検挙の理由のひとつになっていますが、ほんとうに無茶苦茶な話ですね。弁護士が犯罪になると言うには、本当にびっくりしました。洪 中抜けで事務所運営は大変だったのではないかと、自分で想像することが大事。板倉 治安維持法事件で検挙されたことがこの一斉検挙の理由のひとつになっていますが、ほんとうに無茶苦茶な話ですね。弁護士が犯罪になると言うには、本当にびっくりしました。



弁護士 横山 雅
よこやま まさる

荒井 当時若手だった先輩たちは、法律のことは青柳に聞け、政治のことは岡林に聞け、人生のことは小沢に聞け、と仲間内でよく話していたそうです。事務所がいわゆる所長ひきつがれてきたと思いを、一年目の弁護士です。

写真が語りかけてくる

横山 百年年表のところに、年表という無味乾燥な印象ですが、この百年年表はコラムもあれば写真もあって楽しい。読者年表、楽しめる、に魅力を感じました。松川事件のバール・スパナという事件の問題(※1)、砂川事件の有刺鉄線の話などでもリアルです。山崎 安保闘争のフロン・スモモの写真が大きく最初の方にでていて、統一運動の力を考えました。これも写真を使えば物証のように扱って、とても説得力がありますね。数えたら全部で三、五枚もありました。今見たことのない写真もあって面白かった。板倉 お前だけでなく、お顔が分かったやつ



事務局 板倉 慧
いたくら けい

今こそ憲法の出番

時代の流れの中で 果たすべき役割

松川事件裁判の位置付

横山 先ほどの時代区分の話ですが、第Ⅱ期は大衆裁判闘争の時代です。当然松川事件裁判が終った六二年が終期になるのではないかと、素朴に考えられますが、いかがですか。荒井 自由法曹団の歴史については大衆裁判闘争の理論が松川事件で発明され、それが公害・労働事件に浸透し拡大したと言われ、松川事件闘争が正ボクサーキックな出来事として語られることが一般的でした。横山 この区分に異論はあるでしょうか。百年年表では、松川事件闘争は大衆裁判闘争としては唯一無二のもので、そこで発見発明されたしながらも、それ以降の諸分野での経験と闘いの中で大衆裁判闘争が確立したと歴史的に整理したので



「百年史年表」の表紙

たことです。問題の発生とその都度の克服・解決という実践的な意味での松川事件はその困難な道のりを突き進んで無罪を勝ち取るのですが、それは歴史のなかで、運動の流れの中で生まれた理論と実践の闘いの成果でしょう。大衆裁判闘争という言葉自体も松川事件闘争の全体を通しての時に言われた理論では必ずしもありません。横山 例えばこんな試行錯誤があったら？ 荒井 うーん、端的な例で言えば、裁判のフローガンかな。一審は無罪要求だったが、二審からは公正裁判要求のフローガンになって、大衆的な拡がりをか得たと言われていますね。これも運動の発展の中で生成発展した

七二年の高裁無罪三判決

洪 第Ⅱ期の終わりは七二年とされています。年末にメーデー事件・辰野事件(※2)・仁保事件(※3)が逆転無罪判決を受けました。この年が大衆裁判闘争の確立時期と捉えるのですか。荒井 先ほど話したとおり、松川事件以後の諸々の裁判闘争の積み重ねの中で、大衆裁判闘争が理論的にも、実践的にも確立していきまし

時代的な転換点で

洪 この年表では第Ⅳ期、九五年阪神淡路大震災からはじまり、東日本大震災を経て、現在はコロナ禍の時代と区分されています。山崎 災禍と言われると抵抗がないわけではないですが、確かにこのコロナ禍で何か時代が大きく次の段階に変わってきているように感じます。



1985年「国家秘密法を斬る」学習会(右は若き日の荒井弁護士)



荒井 いよいよ憲法の出番です。洪 この第Ⅳ期は災禍だけでなく、憲法改悪阻止、差別反対などが時代の課題になっていますが、この時代の大きな転換期に、事務所が今後をどのようにしていくか、これは大変な課題ですね。荒井 同感だね。妙案なんてそこら辺に転がっているものない。情勢を鋭敏に捉え、フナナを高く張り、勇気を持って挑んでいく中で、時代を乗り越えることができる。僕はそう考えているんだ。

横山 とても難しいことだけど、一寸考えても、その時代の具体的な問題について、何が大事かを探り、それに集中し格闘してきた歴史と間違いないと言えるのではないのでしょうか。はじめから正しい公式の見解が額縁に掲げられ、それにただ付き従ってきたという訳でなし、ただ態度は確かに重要だと思う。山崎 僕も、自由法曹団も事務所も、一貫したものを待ち、それを追求めて、時代の流れのなかで、それぞれの仕事を果たした。

※1 松川事件では事件現場付近から発見されたバール・スパナが国鉄労働者などの犯罪を示すとされたが、後に捏造された証拠だったことが明らかになった。

※2 辰野警察署が火炎瓶等で襲撃された事件。取調により一〇名が自白したが、東京高裁が二審で自白の信用性を否定し逆転無罪とした。

※3 山口県で一家六人が殺害された事件。拷問の結果自白がなされたが公判廷で否認、二度の死刑判決を経て七二年二月に東京高裁は自白の信用性を否定し無罪とした。

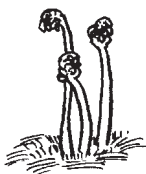


通常の消耗や経年劣化
(例：家具の設置跡、冷
蔵庫等の後部壁面の黒ず
み、破損・紛失ではない
鍵の取換え)については
原状回復義務を負いませ

改正民法は、二〇二

改正民法は、二〇二一年四月一日以降に新しく契約または合意更新した賃貸借契約に適用されます。ですが、今回で紹介したルールは、民法が改正される以前から判例が認めてきたルールです。

弁護士 洪美絵



以上に極めて重要です。

特に、行政機関の保有する個人情報とは、「相当な理由」がある場合、目的外利用や第三者提供が認められています。その運用の適正確保（限定的活用）、透明性確保、民主的な制御はますます重要になります。

他方、巨大IT企業における、個人に関する情報の集中・独占は、情報量、分析、活用観点で、私たちの想像を超えて高度化しています。今年四月の世界経済フォーラムでは、テクノロジীর制

御と民主主義が議論され、インターネットには行き過ぎている部分がある、プライバシー保護やAIの管理などを徹底しガバナンスを強化すべきとの訴えがありました。巨大ITの情報独占への民主的制御も、喫緊の課題です。

情報は力であり、情報を持つ者（特に独占するもの）は、力を持ちます。データしていくことが求められます。

個人の権利の視点からは、自己情報コントロール権の確立と個人情報保護法制による具体的権利の整備が必要です。欧州のGDPR等と同様に、クッキー※・IPアドレス・携帯電話番号などを含む情報を個人データに含めること、個人の行動や嗜好等を分析するプ

弁護士 坂 勇一郎

デジタル社会下の民主主義と人権

専門性を高めます

弁護士
小河洋介

家事・労働・刑事・一般民事と様々な分野の案件を担当させていただきました。

はじめまして。昨年二月に入所しました新人弁護士の小河洋介と申します。入所から約半年経つてのご挨拶となつてし
てまいりました。よろしくお願ひいたします。

様々な分野へ挑戦

弁護士
油原麻帆

※webサイトがアクセスしたPCやスマホを識別するためのデータ。これによりアクセス履歴を追跡できる。

はじめまして。弁護士として働き始めて半年ほど経ちましたが、仕事と勉強の毎日です。そのか

皆様の心強い味方となれるように精進してまいりますので、よろしくお願

アスベスト被害の全面救済へ！

建設アスベスト訴訟

に訴える全国最大のアス
ベスト訴訟です。

国に対する勝訴確定と
救済制度創設

今年の五月一七日、最

スベスト被害を広げた国とアスベスト建材メーカーの法的責任を問い、被害者への謝罪と救済、アスベスト被害の根絶へ向けて国と企業がその責任を果たすことを強く社会

高裁判所は、国の責任を認める判決を言い渡して、国に対する勝訴が確定しました。また、同日、建設アスベスト訴訟の原告と国との間で損害賠償に関する基本合意がなさ

について、建設アスベスト給付金等の支給法が成立し、アスベスト被害を受けた被災者が、裁判を経ることなく救済を受けることができる法制度が創設されました。

に和解に向けた基本合意
や建材メーカーの責任に
ついてのアスベスト被害
を救済する法制度の創設
には至っていません。

アスベスト被害の全面救済のために、私も弁護士の一員として力を尽くしますので、一人でも多くの方に関心を持っていただければと思います。

(弁護士 山崎大志)



当事務所HPの申し込
みフォームはこちらで
す

当事務所は、日曜・祝日を除き毎日法律相談を実施しております。即日対応も可能です。

「毎日」法律相談

【相談時間】

平 日 午前10時、11時、12時の3コマ
午後4時、5時、6時の3コマ
土曜日 午前10時、11時、12時の3コマ
午後1時、2時、3時の3コマ

【相談料】

30分ごとに5500円（消費税込み）

ご予約はこちらまでお電話ください

03-3586-3651